

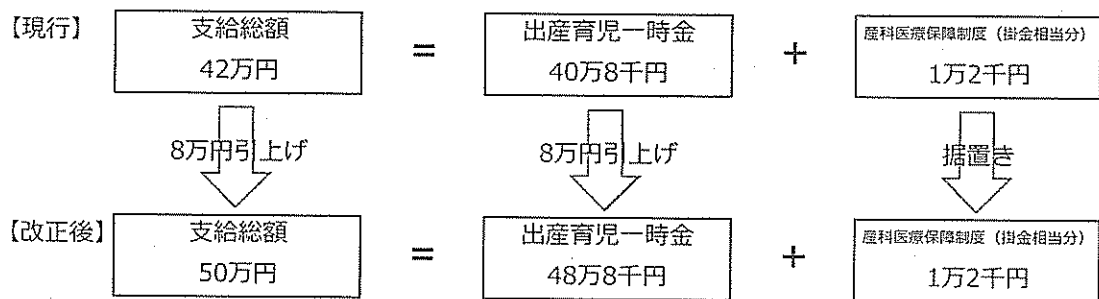
## 二宮町国民健康保険条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

- ・ 出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令第36条の出産育児一時金の支給額が40.8万円から48.8万円に8万円引上げられることから、これに準じて上げるものです。これにより産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、50万円となります。

### 2. 改正の内容

- ・ 出産育児一時金の支給額については現行の42万円から50万円に上げます。



#### ※1. 出産育児一時金とは

- ・ 健康保険法等に基づく保険給付として、国民健康保険や社会保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。
- ・ 現在の支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定められており、42万円（本人支給分40.8万円＋産科医療保障制度の掛金分1.2万円を支給。）

#### ※2. 産科医療保障制度とは

- ・ 分娩の際、予期せぬことがおこってしまった結果、生まれた赤ちゃんに脳性まひなどの重い障害が生じてしまう場合があります。そこで、平成21年1月よりお産の時の何らかの理由によって重度脳性まひになった赤ちゃんとそのご家族の経済的負担を軽減するとともに、原因分析と再発防止に役立てるため、産科医療保障制度が創設されました。

### 3. 施行期日

- ・ 施行期日は令和5年4月1日となり、施行日以降に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用となります。

## 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

出産に係る経済的負担を軽減するため、国民健康保険の被保険者が出産した時は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等に基づく保険給付として、出産育児一時金を支給しています。出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえて弾力的な改定を実施するため、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）において規定しています。

それでは資料をご覧ください。

### 1. 改正の趣旨です。

国の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 4 年 12 月 15 日）において、「出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に上げるべき」とされました。これに基づき令和 5 年 2 月 1 日に健康保険法施行令の一部が改正されたため、二宮町国民健康保険条例の一部改正を行うものです。

### 2. 改正の内容です。

二宮町国民健康保険条例第 5 条第 1 項に規定する出産育児一時金の支給額について、現行の 42 万円から 50 万円に上げるものです。

### 3. 施行期日です。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日となり、施行日以降に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用となります。

説明は以上になります。